

別表(第7条関係)

目的	許可対象者	鳥獣の種類・員数	許可の期間	許可区域	方法		
有害鳥獣捕獲(対処捕獲・予察捕獲)	<p>特別の事由がない限り、次のいずれにも該当する者</p> <p>1 被害者又は被害者から依頼された者であって、愛知県に住所を有するもの若しくはその者の所属する公署等が、愛知県に所在する者</p> <p>2 法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当しない者</p> <p>3 法第2条第2項に規定する法定猟法による場合は、原則として当該狩猟免許の取得者であり、かつ、規則第67条第1号又は第2号に該当する者</p> <p>4 捕獲従事者の数は、捕獲する鳥獣の数に見合った最小限の員数であること</p>	被害の状況及び有害鳥獣の生息状況等を勘案して、必要最小限とする。	<p>1 捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある時期は避けるよう指導するものとする。</p> <p>2 狩猟期間の始期前15日間と終期後15日間は、狩猟期間の延長と誤認されるおそれがあるため、原則として許可しないものとする。</p> <p>3 狩猟期間中にあつては、一般の狩猟と誤認のおそれがあるため、狩猟鳥獣の捕獲を原則として許可しないものとする。</p> <p>4 許可の期間は、原則として2箇月以内とし、イノシシの捕獲柵等特殊の場合にあつては6箇月以内とする。</p> <p>ただし、市町村等が行う法人駆除の場合にあつては、6箇月以内となるよう指導するものとする。</p> <p>5 時期及び期間は、原則として、被害が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲が実施できる時期で必要かつ適切な期間とする。</p> <p>ただし、被害等の発生が予想される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる場合等特別な事由が認められる場合は、この限りではない。</p> <p>6 予察捕獲の許可は、鳥獣保護事業計画に定める被害発生予察表に基づくものとする。</p>	<p>1 市町村が行なう場合は、原則として当該市町村内であつて、被害の状況及び有害鳥獣の生息状況等を勘案して必要最小限とする。</p> <p>2 その他の者が行なう場合は、捕獲を依頼した者の管轄する区域内とする。</p> <p>3 鳥獣保護区及び休猟区における有害鳥獣捕獲については、被害の発生状況に応じて、捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障のない範囲とする。</p> <p>4 銃猟禁止区域においては、安全性が確保される区域を除き、原則として銃器による有害鳥獣捕獲は行わないものとする。</p>	<p>1 捕獲用具は捕獲効果を考慮し最も適切なものとする。</p> <p>2 法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は原則として認めないものとする。</p> <p>3 多人数で捕獲する場合は、班を編成させて行わせるものとする。</p> <p>4 空気銃を使用する場合は、半矢の危険性があるため、中・小型鳥類に限り、その使用を認めるものとする。</p> <p>5 水辺地のうち水鳥の鉛中毒を防止するために選定された地区における鉛散弾の使用は認めないものとする。</p> <p>6 捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法は、結果として被害の発生の遠因を生じさせることが多いので避けるよう指導するものとする。</p> <p>7 鳥類の卵の採取等については、原則として現に被害を発生させている鳥類の捕獲等を行うことが困難であり、鳥類の捕獲等だけでは目的が達成できない場合、又は建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある場合で、併せて卵の採取等を行う場合とする。</p>		
		<p>なお、下表左欄に掲げる鳥獣については、捕獲に従事する者1人当たりの許可数量の上限を概ね下表右欄に掲げる数量とする。</p>				鳥獣名	許可数量
		カラス(ハシボソガラス、ハシブトガラス)				50羽以内	
		カワラバト(ドバト)				50羽以内	
		ヒヨドリ				100羽以内	
		ムクドリ				100羽以内(網使用の場合は2,000羽以内)	
		スズメ				200羽以内(網使用の場合は2,000羽以内)	
		カモ類				20羽以内	
		その他鳥類				10羽以内	
		ノウサギ				10頭以内	
		イノシシ				5頭以内	
		サル				3頭以内	
その他獣類	3頭以内						
アライグマ	生息確認数以内						
ハクビシン	生息確認数以内						
ヌートリア	生息確認数以内						